

文房四宝まつり補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文房四宝まつり補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、文房四宝「筆、墨、硯、和紙」の生産地で連携し、鳥取市の特産品である和紙を広く全国に紹介する事業に補助金を交付することにより、事業の円滑な運営と伝統的工芸品の振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、文房四宝まつり実行委員会とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、文房四宝まつりとする。

(補助金の算定)

第5条 本補助金は、補助対象事業に要する経費（協賛金、負担金等の特定財源を除く。）に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）を除くものとする。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等をいう。）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を

乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

- 2 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請をするに当たって、当該補助事業者が免税事業者、簡易課税事業者、又は一般課税事業者のいずれに該当するかを申請書類等に明記しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（実績報告）

第7条 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

- 2 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第1号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年6月18日から適用し、令和8年度の補助金から適用す

る。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住 所
氏 名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付鳥取市指令第 号により交付決定の通知のあった文
房四宝まつり補助金について、文房四宝まつり補助金交付要綱第 7 条第 2 項の
規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 交付された補助金等の額の確定額
(年 月 日付第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還額（2 から 3 の額を差し引いた額） | 金 | 円 |
| 5 | 添付資料 | | |
| | (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
(別紙) | | |
| | (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し） | | |
| | (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し） | | |